

堺市会計規則の一部を改正する規則

堺市会計規則（平成19年規則第43号）の一部を次のように改正する。

第39条中「第165条の7」を「第165条の6」に改める。

第45条第1項を次のように改める。

局長は、次に掲げる歳入の徴収の事務を法第243条の2第1項の規定により指定する者に委託することができる。

(1) 令第173条の2第1項に規定する歳入

(2) 前号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その徴収の事務について法第243条の2第1項の規定により委託することができることとされている歳入

第45条第3項を削り、同条第2項本文中「徴収等」を「前2項に規定する徴収又は収納（以下「徴収等」という。）」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 局長は、法第243条の2の5第1項各号のいずれにも該当する歳入等の収納の事務を法第243条の2第1項の規定により指定する者に委託することができる。

第46条を次のように改める。

（立入検査に係る書面の交付等）

第46条 市長は、法第243条の2の2第3項の規定により、当該職員に指定公金事務取扱者（法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）の事務所に立ち入り、当該指定公金事務取扱者の帳簿書類その他必要な物件を検査させるときは、次に掲げる事項を記載した書面を当該指定公金事務取扱者に交付するものとする。

(1) 当該職員の氏名及び所属

(2) 当該職員が法第243条の2の2第3項の規定による立入検査（以下この条において「立入検査」という。）を行う旨

(3) 立入検査の内容

(4) 立入検査に係る根拠法令

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 立入検査を行う場合においては、当該職員は、職員証（堺市役所処務規程（昭和33年府達第9号）第3条に規定する職員証をいう。）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第47条第1項各号列記以外の部分中「受託者」を「指定公金事務取扱者（徴収等の事務の委託を受けた者に限る。以下この条及び次条において同じ。）」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 指定公金事務取扱者の名称

第47条第2項中「歳入」を「歳入等」に、「受託者名」を「指定公金事務取扱者の名称」に改める。

第48条第1項及び第2項中「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第3項中「受託者は、第45条第1項」を「指定公金事務取扱者は、第45条第1項又は第2項」に改める。

第68条第6号中「私人」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第71条第1項中「第165条の4第1項」を「第165条の3第1項」に改める。

第75条第1項中「第165条の6第1項」を「第165条の5第1項」に改め、同条第2項中「第165条の6第2項及び第3項」を「第165条の5第2項及び第3項」に改める。

第83条第1項中「令第165条の3第1項の規定に基づき私人」を「法第243条の2第1項の規定により指定する者」に改め、同条第2項中「支出の事務の委託を受けた者」を「指定公金事務取扱者（支出の事務の委託を受けた者に限る。次項において同じ。）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定公金事務取扱者は、支出の結果、精算残金が生じたときは、当該精算残金を市長に返納しなければならない。

第89条第3号中「所得税」の次に、「、森林環境税」を加える。

第94条中「について」を「を」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

会計管理者は、指定公金事務取扱者について、定期に（必要がある場合にあっては、臨時に）公金事務の処理状況を検査するものとする。

第112条中「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に改める。

第113条第2項中「第243条の2の2第1項各号」を「第243条の2の8第1項各号」に改める。

別表第1の16の項中「所長」を「係長級以上の職で所長が指定するもの」に改め、同表の32の項中「議会事務局総務課」を「議会局政策総務課」に改め、同表の33の項を次のように改める。

33	公園緑地整備課	//	1
----	---------	----	---

別表第1の127の項中「幼保推進課」を「幼保政策課」に改める。

別表第2議会事務局総務課の項中「議会事務局総務課」を「議会局政策総務課」に、「議会事務局」を「議会局」に改める。

様式目次26の項を次のように改める。

26				削除
----	--	--	--	----

様式第26号を次のように改める。

様式第26号 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により従前の公金事務を行わせている者になお従前の例により当該従前の公金事務を行わせる場合における当該者に係る会計事務（受託証明書に係るもの）を除く。）については、この規則による改正後の堺市会計規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。